

〔様式第8号〕

宅内マンホールポンプ施設譲渡確認書

低宅地に係る宅内マンホールポンプ施設譲渡については、譲渡可能な条件となる次の事項について内容を確認しました。

- 1 宅内マンホールポンプ施設によらなければ汚水を排除することができない建築物等が現に存在すること。
- 2 宅内マンホールポンプ施設は、地下構造物からの汚水排除でないこと。
- 3 宅内マンホールポンプを作動させるための、電気設備の設置工事が実施可能であること。
- 4 他人の土地に電気設備等を設置しなければならないときは、当該土地の所有者の承諾を得ていること。
- 5 宅内マンホールポンプ施設の土地の使用に係る費用は無償とすること。
- 6 宅内マンホールポンプ施設の利用者は、日常の運転確認を行い、異常等を発見した場合は福山市上下水道局へ連絡すること。
- 7 譲渡後の改築や撤去等は福山市上下水道事業管理者の許可を得ること。
- 8 宅内マンホールポンプ施設の譲渡に際し、利害関係者間の紛争が生じた場合、当事者の責任において解決すること。

申請者

住所

名前

印